

「まちなか自習室」運営業務 委託仕様書

1. 業務名称

「まちなか自習室」運営業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 事業目的

中高生の自習スペース充実のニーズが高いことから、カフェやコワーキングスペース、企業会議室など、時間によって空いている民間施設（以下、「協力店舗等」という）を中高生が無料で自習スペース（以下、「まちなか自習室」という）として利用できる仕組みを構築することで、放課後等に中高生が気軽に利用できる自習スペースを市内各所に整備することを目的とする。

4. 利用対象者

神戸市在住または市内在学の中学生及び高校生世代（満18歳となる日を含む年度を超えていないこと。以下、「中高生等」という）

5. 業務内容

受託者は以下に記載する業務を行う。本業務の遂行にあたっては、事業目的の達成に向けて、中高生等のニーズを把握したうえで、事業の周知、利用者の拡大及び利用満足度の向上が実現できるよう工夫を凝らした運営を行うこと。

(1) 運用スキームの構築

中高生等が無料で気軽に利用でき、協力店舗等の協力が得られやすい運用スキームを構築すること。なお、運用スキームの構築にあたり、以下のものを作成すること。

①運用ルールを検討と運用マニュアル等の整備

- ・中高生等が無料で利用できるスキームとする。（店舗の場合、中高生等が登録証を提示すれば料金の支払いや飲食物等の注文がなくても、一部の座席等を利用できるようにすること。）
- ・中高生の意見も参考に、中高生等が利用しやすく、協力店舗等の継続的な協力が得やすい運用ルールを検討すること。
- ・運用ルール等を委託者と協議のうえ決定し、利用規約や運用マニュアル（利用者用・協力店舗等用）を整備すること。

②事業全体のスケジュール作成

- ・事業の全体スケジュールを作成し、適宜進捗管理を行う。なお、事業開始は令和7年7月を目安として委託者と協議のうえ決定すること。

(2) システム等の整備業務

スマートフォンの利用を想定し、中高生等がストレスなく利用できるとともに、協力店舗等の事務負担等の軽減も図られるよう以下の機能の整備・保守を実施すること。ただし、スマートフォンを所有していない中高生等の利用にも対応できる仕組みも併せて整備すること。

①利用登録機能

中高生等が登録に必要な情報（※）を入力し、入力情報が利用対象者に該当すれば、登録番号や利用期限（原則、2026年3月31日までとする）を記載した登録証が即時発行されるものとする。

（※）登録に必要な情報は、原則、利用対象者の確認に必要となる最小限の情報（住民登録のある市区町村名、学校名、学年、生年月等）と利用規約への同意とし、証明書等の確認までは求めない。

②利用状況管理機能

利用開始・終了時に協力店舗等に設置した二次元バーコードを読み取るなど、各協力店舗等の利用者（登録番号）を把握できる簡易な仕組みを構築するとともに、中高生等が各店舗の混雑状況の参考とするために、その仕組みで得られた各店舗の利用者数情報をリアルタイムで表示できるようにすること。

なお上記機能要件に加え、年度途中にシステムにかかる機能の追加・修正・削除の必要が生じた場合、委託者と協議のうえ、改修を行うこと。

（3）協力店舗等の開拓業務

①まちなか自習室の設置数

2025年7月までに15箇所以上（各区に1箇所以上）、2026年3月までに30箇所以上を設置することとし、委託期間中にのべ30,000人以上の中高生等が利用できるスペースを確保すること。

②協力店舗等の選定

協力店舗等は以下に掲げる要件を備えることとし、事前に委託者と協議のうえ選定すること。

- ・既に中高生等が無料で自習できるスペースとして供されていないこと
- ・中高生等の利用に適した場所であること
- ・まちなか自習室の実施期間は中高生等が安全に利用できる体制を整えていること
- ・継続的に自習スペースを提供できること（特定の曜日や時間帯の設置も可）

また、協力店舗等の選定にあたっては、以下に掲げる点を考慮するとともに、中高生等の意見を聞くなど、できる限り中高生等のニーズに対応できるようにすること。

- ・中学校や高校の立地、通学に利用する駅、交通結節点などを考慮し、中高生等がアクセスしやすい場所になっているか
- ・中高生等が入りやすい雰囲気になっているか
- ・電源やwi-fiの設置、照明の明るさなど、自習しやすい設備等が備わっているか
- ・一人・グループでの利用、放課後・休日の利用など、中高生等の様々な利用ニーズに対応できるような協力店舗等がそろっているか

③協力店舗等との調整

- ・協力店舗等に対しては、運用マニュアルを提供のうえ、事業の目的や内容について丁寧に説明し、個々の事情に応じた利用条件の設定など、円滑な事業実施のために必要な調整を行うこと。
- ・協力店舗等に対しては、利用条件等を明記した事業協力の同意書の提出を求めること。

(4) 利用者数の集計

毎月の利用者数を集計し、協力店舗等及び委託者に提供すること。

(5) 問い合わせ窓口の設置

協力店舗等及び利用者が、メールや SNS 等で本事業について問い合わせできるようにすること。問い合わせや相談があった場合には丁寧に対応すること。

協力店舗等からの利用マナー等に関する相談や利用者からの協力店舗等への苦情や要望があった場合、必要に応じて協力店舗等との調整や運用ルールの見直し提案、利用者への注意事項の周知等を行うこと。

(6) 広報業務

① SNS 等を活用した協力店舗等の情報提供や利用促進

- ・公式 LINE アカウント及び公式 Instagram アカウントを作成し、中高生等が容易に協力店舗等の情報等にアクセスできるようにすること。
- ・「現在地の周辺で利用できる協力店舗等がどこにあるか」「土曜日に利用できる協力店舗等がどこにあるか」など、実際に中高生等が利用しようとする際にどのような情報を求めるかを想定して、協力店舗等の利用条件や写真等の情報をわかりやすく掲載すること。その際には、曜日別に利用できる協力店舗が一覧で確認できる表示、オンラインマップ上での協力店舗等の表示など、中高生等の利便性を高める表示方法を検討するとともに、中高生等が各店舗の混雑状況の参考とするために上記の「利用状況管理機能」による利用者数情報のリアルタイムの表示方法についても検討すること。
- ・協力店舗等の追加や利用条件の変更等が生じた場合には、速やかに情報の更新を行うこと。
- ・公式 Instagram のリール投稿等の広報動画を作成し、7 月以降は月 2 回以上配信するとともに SNS を活用した利用促進に資する投稿を適宜実施すること。

② SNS アカウントの認知度向上

- ・公式アカウントの認知度向上のため、対象人口などを分析したうえで、フォロワー数の目標値を設定し、目標を達成するように取り組みを企画・提案し、実施すること。
- ・SNS を通じて中高生等をターゲットとした広告配信を年間 1 回以上実施すること。

③ チラシデザインの作成

協力店舗等への掲示及び学校への周知のためのチラシデザインを作成し、委託者にデータで納品すること。なお、作成にあたっては、受託者が原案（用紙、サイズ、刷色を含む）を作成し、委託者が原案を修正する方式で校了するものとする。

④ 利用促進のためのイベントの開催

本事業の認知度向上や利用促進に向けたイベントを 1 回以上実施すること。利用状況等を踏まえ効果的な実施内容や実施時期を検討し、委託者と協議のうえ実施すること。

※デジタルスタンプラリーを実施する場合は、本市が別途契約しているデジタルスタンプラリーシステム（バナーや店舗ごとのスタンプアイコン等の画像データや写真等の素材の作成は別途必要）の活用も可能。

※実施内容等については、委託者から提案を行うことがある。

⑤委託者による広報への協力

委託者が実施する広報業務に必要な情報として、協力店舗等の位置情報や利用条件、写真等の情報を委託者に提供すること。

(7) アンケートの実施

本事業の利用者及び協力店舗等に対する満足度アンケートを1回以上実施し、結果を集計のうえ、委託者へ速やかに報告すること。設問項目や実施時期は委託者と協議して決定すること。

受託者はアンケート結果を踏まえ、改善方法を検討し、委託者と協議のうえ、改善を図ること。

6. 業務履行にあたっての事項

(1) 受託者は本仕様書に基づき、本業務の履行、活動の内容等に関しては、委託者と十分協議して業務を実施するとともに、毎月1回程度定例会議を実施すること。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに本業務委託にかかる実施日程及び具体的な実施方法についての調整を行うため、委託者と事前の打ち合わせを行い、実施計画について承諾を得ること。

7. 機能概要

(1) LINE 基本要件

- ① 本システムはオンプレミスではなく、クラウド型の提供サービスであること。
- ② 本システムは、24時間365日利用可能であること。ただし、バックアップ処理などシステム運用に最低限必要な時間の停止を除く。
- ③ システム及びデータに対して自動でバックアップを行う機能を有すること。
- ④ 対象者は、スマートフォン用のiOS版またはAndroid版のLINEを使用し本業務で提供するシステムを利用できること。
- ⑤ 本システムを利用可能なiOS、Android、LINEのバージョンは限定しないものとし、新バージョンについては、最新バージョンがリリースされた後に対応すること。

(2) セキュリティ要件

受託者は、別紙「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」に準じて対策を行うこと。

- ① SSL/TLS(TSL1.2以上)による暗号通信を行うこと。
- ② サーバーなどの環境設備は日本国内に設置すること。
- ③ ファイアウォール等のサイバー攻撃対策・不正アクセス対策を実施すること。
- ④ 利用しているソフトウェア等に脆弱性が発見された場合、脆弱性が修正されたバージョンが公開され次第、直ちにアップデートを行うこと。また修正バージョンが公開されるまでの間は、適宜必要な対策を講じること。
- ⑤ 本市が実施する情報システムに対する情報セキュリティ監査には、必要に応じて協力・対応すること。

8. 全体の業務報告

(1) 令和8年3月31日までに、実施業務の内容、成果等についてまとめた業務報告書を委託者に提出すること。(報告書作成費も委託料に含む。)

(2) 成果品は原則としてA4サイズとし、データでの納品とする。

9. 委託料の支払い

(1) 委託料の構成と算出方法

委託料は 18,000,000 円（消費税・地方消費税を含む）を上限として、固定費と変動費（成果連動費）で構成する。

①固定費

- ・「5 業務内容」のうち「(3) 協力店舗等の開拓業務」以外の業務を対象とする。
- ・提出された見積書及び企画提案書に基づき本市と協議のうえ定める。
- ・9,000,000 円（消費税・地方消費税を含む）を上限とする。

②変動費（成果連動費）

- ・「5 業務内容 (3) 協力店舗等の開拓業務」を対象とする。
- ・「5 業務内容 (4) 利用者数の集計」に基づく利用者数を成果とし、「協力店舗等における委託期間中の利用者数×報酬単価」で算定する。
- ・9,000,000 円（消費税・地方消費税を含む）を上限とする。

(留意事項)

- ・報酬単価は、委託期間中に 30,000 人以上の利用を想定し、受託者から提出された協力店舗等の開拓に要する経費の見積書及び企画提案書に基づき、本市と協議のうえ設定する（報酬単価は 300 円以下とする）。
- ・協力店舗等の拡大や継続的な協力につながるよう、協力店舗等がメリットを感じられる工夫を行うこと。

(2) 支払い

業務完了後、委託者の検査を経て、受託者からの請求に基づき支払う。

10. 留意事項

(1) 委託料について

本業務の委託料は、その活動の結果や成果に対して支払うものであり、受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 再委託について

本業務を第三者に再委託する場合は、書面にて委託者の事前の承諾を得ること。ただし、全部または大部分の再委託については認められない。

(3) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、委託前から受託者の構成員が有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に委託者に承諾を得るものとする。

(4) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は委託者に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標

権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(7) 業務の引継ぎ

本業務の契約履行期間の終了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は委託者の指示のもと、本業務終了日までに委託者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用の資源等の提供に係る費用は本事業委託契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。